

# 高齢者の人権を巡る一考察

伊 東 眞理子

## 1. はじめに

来る2000年4月、わが国の公的介護保険がスタートする（既に、水面下では、ここ名古屋市においても昨年10月より介護認定審査会が始まっており、筆者もその審査会委員として参画している）。最近、日本全国で、高齢者（65歳以上）の数が約2887万人に達し、その内の約280万人が要介護老人と見込まれている。現在、高齢者問題の中で介護問題がことさらクローズアップされているが、その他様々な高齢者問題、つまり就労、生きがい、年金、財産管理等々がある事を忘れてはならない。

以下、本稿においては、高齢者の人権に関する問題点を、近年に起こった事例を取り挙げながら考察を加えたいと思う。高齢者の人権擁護ということも極めて基本的な問題<sup>(1)</sup>なのである。

## 2. 事例分析

ここでは、最近の代表的な事例として（1）養護老人ホームにおける出身地差別問題、（2）特別養護老人ホームにおける選挙権問題<sup>(2)</sup>、（3）在宅の痴呆老人が行なった遺言書を巡る問題の3例を取り上げる（尚、プライバシーを考慮し、名称その他を本筋をそれぬ程度に修正を加えている）。

## (1) 養護老人ホームにおける出身地差別問題

### イ、事実の概要

S市養護老人ホームZ荘での出来事である。時節は初夏。施設の年間イベントでも最も力を入れて行なう七夕祭りが近づいていた。入所者50人が10人ずつのチームに分かれ、各々のチームリーダー1名がそれを取りまとめて（会場作りチーム、短冊作りチーム、景品用意チーム、音楽チーム等々）作業を進めていた。ところが、前日になっても会場作りチームがはかどらずとうとう翌日の七夕祭りには間に合いそうにもなくなったとき、問題が起こった。この施設入所者の中でもとりわけ元気で、リーダーシップを持つ存在であるA夫（76才）が、同じ地域出身のB雄を侮辱した。「間に合わないのはB雄のせいだ。B雄は部落出身だ」と出身地差別を口にした。またたく間にB雄に伝わり、「なんだと、もう一度言ってみろ」と二人は取っ組み合いのけんかとなった。その場は周囲の者が取りまとめたことなきを得、一件着落と思われた。ところが、次の月曜日、施設はただならぬ雰囲気包まれていた。A夫、B雄の出身地の市の福祉部長、民生部長を始めとした5名程の行政関係者が事情調査に訪れたのだった。話によれば、B雄は事件のあった次の日、一人で出身地の民生課に告発していたのだった。施設側からは理事長、施設長、相談指導員、主任ワーカーが出席し、話し合いがなされたが結局、同年9月からA夫もB雄も他施設へ移ることとなったのである。

### ロ、考察

結果は上記の如くであったが、この場合4つの選択肢が考えられた。

a案：A夫もB雄もそのままこの施設に留まり、円満な関係を取り戻させる。

b案：A夫を残し、B雄を他施設に移行させる。

c案：B雄を残し、A夫を他施設に移行させる。

d案：A夫もB雄も他施設に移行させる。

まずa案であるが、これは現場経験の未熟な学生などが最も多く選択するところである。A夫を始めとする入所者、職員に対して人権教育を行い、差別意識の撤回を促すというものだ。しかしながら、永年思い込んで来た誤った価値観と言えども、70歳を過ぎた高齢者に改めさせることは簡単ではない。その場は、何も言わず分かったふりをして加害者、被害者双方の気まずさは残る可能性がある。差別意識のしみついた高齢者間における人間関係の修復は困難を極めると考えられよう。

次にb案であるが、これがこの中の最悪のシナリオであろう。何故ならば、これはA夫の発言を肯定することになり、B雄を益々孤立化させることになるからである。

つづいてc案であるが、これも問題が残る。A夫が、その問題発言はともかくとして、この施設における指導的立場にあり人望もあったことから、残った者の中に、B雄のせいでA夫が出されたと受けとめ、B雄に対し心にわだかまりを持ち続けるであろう者がいるであろうからである。

最後にZ荘が苦渋の決断を下したd案である。他施設に移行させるだけでは根本的解決にはならないとも言えるが、福祉現場の現任研修に招かれた際に、私はこの事例をグループ学習させ、意見を聞いた。それによれば、現場経験の長いベテランほど、このd案を支持する率が高かった。その理由は、この案も問題アリだが、この施設のおかれた総合的文化水準や現在の地域的特性を考慮すれば、老年心理学的にも、これを選択せざるを得なかったであろう。何故ならばA夫、B雄双方共に新しい施設環境や居住形態に慣れるには、高齢者は大変なエネルギーを必要とするが、強力なサポートを必須の上で新しい施設でやり直すというメリットもあるからである。しかし、今後、新しい背景を持った高齢者層には、双方に心理的ケアをした上で、現状では理想的な解決法と思われるa案が採用される日が近いこ

とを望みたい。

尚、A夫は何故にB雄について差別発言をしたかであるが、これについては双方、普段からお互いに相性が悪かったという前提を見逃してはならない。そしてA夫は、実行責任者である自負が粉々になることに耐えられず、B雄の過去を引きずりだすことによって、自己重要性を保持しようとしたのではなからうか。老人施設における権力争い<sup>④</sup>については、生きがいを支えている親、兄弟、友人から職業に至るまでのあらゆる拠点を喪失する時期にある高齢者にとっては、たとえそれが会場造営という些々たる役割であっても、プライドを傷つけられるということに基づいて生ずるのである。高齢者になると若年期から壮年期に保持していたナルシスティックな側面が崩壊し出す。これをナルシスティックロスと呼ぶが、そこで自らの保持する僅かな優越意識にしがみついたのである。これは、一度手放したら二度と取り戻すことは出来ないことを誰よりも高齢者本人が自覚しているからである。

今後は、本人たちの意見を聴き、自己決定するチャンスが与えられるべきであり、施設職員の健全な指導力の養成と人権教育の一層の普及が求められるところである。更に、介護保険導入に伴い、高齢者が利用する施設やサービスを、行政が決定して来た「措置」というシステムから、高齢者が自ら選択する「契約」への福祉理念の大転換があることを忘れてはならない。この問題は、施設内で納まるといった、つまり、施設内教育だけで解決できる問題ではない。施設を中心に地域住民・行政が三位一体となって意識改革に取り組むことが必定なのである。

## (2) 特別養護老人ホームにおける選挙問題

### イ、事実の概要

○県K選挙区において、不正があったことを理由として、○県選挙管理

委員会が訴えられたケースを紹介しよう。この事例における裁判での具体的争点は、以下の通りである。Y特別養護老人ホームで、不在者投票及び代理投票を行なった48名の入居者について、はたして、投票権を行使するだけの意志能力が存在したかどうかを問うものであった。

しかしながら、何故、わずか48名の特別養護老人ホーム入居者の投票権を問題とし、裁判に迄至ったのであろうか。

それについては、この選挙結果が特別な状況下で生じたからに他ならない。その特別な状況とは、先ず第一に最下位当選者と最高位落選者との差が僅か34票であり、しかも施設長の血縁者（義兄）が最下位当選者であった。加えて、常時介護を必要とし、「痴呆が出現しだしている老人が、本当に自ら投票する意志を持って、不在者投票用紙を請求したり、代理投票を依頼したりするのか」という社会的疑念が存在した。

更に、この裁判が混迷を極めた原因の一つは、入所高齢者が投票する際に、最下位当選者である義兄→血縁者である施設長→施設職員→入所高齢者へとかなりの強制力が働いたのではないかという疑惑が持たれたということであった。

#### ロ、争点の整理

この問題を、特別養護老人ホーム入居者の選挙権に焦点を当てて考えると、以下の3点に集約することが出来る。

- a：特別養護老人ホーム入居者は、いわゆる痴呆性老人もしくは寝たきり老人で、肉体的のみならず精神的に衰弱していることが予測される。従って、投票の意欲や能力が無いにも拘わらず、施設側の誘導によってそれが行なわれ、明確な自己決定によっていない場合がかなりあると推測される。
- b：代理投票に関しても、施設職員による詐欺投票の疑いがもたれる。
- c：町の選挙管理委員会についても、特別養護老人ホーム入居者の特性

を考慮せず、不在者投票用紙を安易に受理した手落ちである。

#### ハ、裁判結果（裁判内容）

これらの訴えに対して裁判所の見解は以下の通りであった。

まず、aとbについては、この特別養護老人ホームの指導員らが、入居高齢者に対し「選挙するか否か」の質問をした所、拒否した者がいなかったことに基き、事務所内で保管している各人の印鑑を用いて投票用紙の代理請求依頼書の作成をしたという事情が聴取された。そのようにして入居者の中に「非常に高度」<sup>④</sup>の痴呆症患者がいたのにも拘らず投票を行わせたのは、投票補助者である指導員及び施設長が示唆誘導によるのではないかという疑いがある、というのである。cについては禁治産<sup>⑤</sup>宣告を受けた者以外に対して、意志能力の低下を理由に選挙権を制限する規定が現在のところ、定められていないという見解をとっている。

さて、判決結果であるが、48名中、1名を除く47名がこの特別養護老人ホームでの職員を補助者として代理投票を行っているので、その47名について高齢入居者の状況を説明することとした。

47名中27名は、いずれも極めて軽度の痴呆であり、選挙候補者名について指示することが可能と認められた。残り20名中の12名については、痴呆性老人特有の行動がみられる。言い換えれば、シグナル行動とされる記銘力の低下、徘徊行動、昼夜逆転、異食、過食拒食、不潔行動等が見られ、「軽度」から「高度」の間の者たちであったと見られる。しかしながら、この12名については会話が可能で、職員との意志の疎通にもことかかなかった点から、代理投票を自己決定できたとされる。さて残りの8名であるが、不潔・徘徊行動はもちろんであるが、失見当、即ち、時、場所、人（とりわけ家族）がわからなかった点等々から、痴呆程度は「高度」から「非常に高度」と位置づけられた。結局、裁判所はこの8名についてのみ「彼らの意志に基づかないでなされた無効投票の疑いがある」とした。

## 二、考察

この事例からも感じられることだが、現行の「禁治産制度」にはかなりの問題点があった。そこで、痴呆等により判断能力が衰えた老人や知的障害者らを法的に保護し、その意志や判断をでき得る限り生かすことを目的とした制度、つまり「成年後見制度」<sup>6)</sup>の創設が本年4月1日に実施される見通しとなっている。これは、従来の「禁治産制度」を抜本的に見直し、能力低下の程度に応じて柔軟に対応するための軽い痴呆の人への補助制度、痴呆になる前に自分で後見人を決めておく「任意後見制度」等を内包する。

従来の禁治産・準禁治産制度は、家庭裁判所が親族らからの申し立てを受け、痴呆症の高齢者や知的障害者らが不当な取引などで損害を受けないように財産管理などを後見人に委託し、保護する制度であった。しかし、この現行制度では、判断能力の症状に応じて柔軟な対応が取れなかったり、配偶者らが本人の意志するところとは異なる後見人を指名し、親族内でトラブルが起きるなどの問題点があった。改正案では、現行法で規定している「禁治産」「準禁治産」を、それぞれ「後見」「補佐」という用語に改め、軽度の知的障害者らを対象とする「補助」区分を新設し、全部で3種類型を作った。その上で、前述したように、後見人の選出に当たっては、知的障害者らの意見を尊重するための判断能力があるうちに後見人を指名する「任意後見制度」を新たに導入する。また、後見人に将来の生活や財産管理等の事務に関する「代理権」を付与し、任意契約を結ぶことなどができるようにするのである。更に、禁治産・準禁治産制度に代って規定される後見の事実についての戸籍記載は、利用者側からの最も抵抗感が強いと見られるのでこれを廃止する。

長生きすれば、判断力も鈍ってくるし、痴呆になる可能性もある。そのようなとき、自ら築いた財産はどうなるのかという心配がある。そこで、高齢者の預貯金や印鑑を管理し生活費や医療費といった金銭の出納も代行するような事業に乗り出す社会福祉協議会や司法書士会、弁護士会が少な

からず出てきている。最晩年の財産管理、知的所有権の形も変わろうとしているのである。

### (3) 在宅の痴呆性老人が行なった遺言書を巡る財産問題

#### イ、事実の概要

明治44年生まれのH枝は、夫を40歳代の若さで見送った後、女手一つで5人の子を育て挙げ、その子達が各々独立した後、70歳代半ば迄は矍鑠として一人で暮らしていた。ところが約10年前の70歳代後半頃より一人暮らしに不安を覚え、結婚しなかった3男と暮らしていたが、うまくいけなくなり再び独居し、その後、今回の被告となった長男と暮らすようになる。H枝は「財産は最後に看取ってくれる子にやりたい」という正式の公正証書にて遺言書を作成していた。

H枝の死亡後、遺言書が開示されると、最晩年同居していた長男が遺産のほぼ総てを相続することとなった。これに我慢ならなかった他の兄弟達から「生母であるH枝は、遺言書作成当時、既に判断力がなく痴呆症状を呈していたので、この遺言書は無効ではないか」との訴えが出され、兄弟間で争いが生じた。

#### ロ、裁判の結果（判決内容）

H枝は、遺言書作成当時、中等程度以上の痴呆状態にあった。従って、その他、当該法律行為を行なった当時の言動その他を検討した結果、本人に本遺言をなすに足る意志能力があったとは考えられないとされた。

#### ハ、考察

母親である遺言者のH枝の当時の生活歴をみると、既に3男と短期間ではあるが同居していた頃から「家に行く」と言ったまま隣町迄行ってしま



い補導されたり、“3男と同居していた家”から“一人暮らししていた家”へ行くと言って、自分の生まれ故郷のS市に行こうとしたりしていた。また、幼なじみに出会っても反応もなく、時々会う子供達とその家族の名前さえ思い出せない状態であった。決定的なのは、遺言書を作成する直前の日付の掛り付け医の診療記録に痴呆症の脳代謝改善薬が大量に使用されていたという事実である。痴呆テストでは長谷川式で5点も取れていなかったという状態であった。ここで痴呆性老人の、問題行動について触れておきたい。H枝もそうであるが、痴呆性老人の問題行動と言われるものは、近年の研究により、必ず理由があることがわかってきた。例えば、施設入所高齢者が「家に帰りたい」と言うので、入所前の婚家先に連れていくと「違う」と言う。例外はもちろんあるが、往々にして痴呆高齢女性は、嫁として苦勞を重ね育んできた“第二の家族のいた家”ではなく、嬉しかった思い出が一杯詰まった娘時代を過ごした“生まれ育った第一の家族のいた家”を求めているのである。いわば、他の動物における帰巢本能のようなものが働く。ところが、50年以上経過してしまった“生まれ育った第一の家”は、付近の環境と共に大きく変化している。頭の中に残っている実家と現代の実家とのギャップが埋まらず、困惑するのである。自らの意識は20歳代か40歳代に戻ってしまっているのだ。これを逆行喪失と呼ぶ。

ではこうした痴呆性老人に対し、人権保護の立場からどのような対応が求められるであろうか。

結論から述べよう。痴呆性老人の求めるものは、少ないながらも私の現場での経験によれば、今日も昨日と同じように安心して一日が過ぎていくことである。究極のところこれ一つである。新設の老健や老人病院に行くと、次のような光景に出会う。痴呆性老人のところに訪問者があると婦長等が「このひとだ〜れ」とさも親切そうに聞くのである。痴呆性老人は、何があったかは忘れてしまうが、この人（この場合は婦長）が来るといつも嫌な気分させられるという感情が蓄積していく。その内に、この婦長

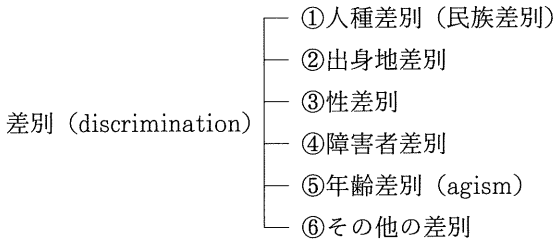
がくると自分から先につかみかかるようになるのだ。

繰り返すが、痴呆性老人の求めているのは昨日と同じ様に今日も安心して過ごせることである。その為には、安心できる人がいて、安心できる雰囲気があり、そこが安心できる場所でなくてはならないのである。今、痴呆性老人のグループホームがこのような状況に最も近いという点で脚光をあびているが、そのコンセプトは、疑似家族である。脱施設化といっても良いであろう。その人の生育歴、生活歴からして当たり前の生活を当たり前にするところなのである。加えて、その対処法の基本は、問題行動をも叱らず、咎めないことである。

これに関して、ある施設長から相談を受けた。150人の特別養護老人ホームだが、午前中かけてベッドメイキング50人分をヘルパー達がやり遂げた頃「ちょっと目を離すとF男が片っ端からシーツを剥がしてしまう。怒ると暴れるし、どうしたものか」という。私がF男の生活歴を尋ねると家族もなく記録がないという。そこで、親戚縁者に聞き調べさせると、原因が明らかになった。F男は、30年間、有名なY温泉旅館の布団係だったのだ。人間は、とりわけ高齢者は、痴呆・痴呆でないに拘わらず、また、如何なる職業であっても自己の最長職業に誇りを持っているのである。そこで、次の機会から、F男に手伝ってもらうことを提案した。ヘルパーたちも喜んで、F男も落ち着き表情が明るくなったとの事である。マザーテレサの言を待つ迄もなく、人間として悲惨なのは飢餓でも貧困でも障害でもない。誰からも“自分という存在が”求められぬことなのである。

### 3. エイジズムについて

21世紀は人権の世紀であると言われるが、翻ってわが国を眺めてみると、依然として様々な人権差別が存在している。



ところで、差別には上記のようなものが挙げられるが、ここでは高齢者を問題としているので⑤の年齢差別をとりあげる。これは、高齢者に対する社会的差別を言い、現在では高齢者の年齢による就業差別、障害を持つ高齢者への虐待等が挙げられる。今回の事例では取り上げなかったが、高齢者の人権を考えると、虐待に言及しない訳には行かないがごく簡単に触れておきたい。わが国においては、あまり関心を持たれなかったが、ようやく1993年に、この問題が「高齢者処遇研究会」によって、全国の在宅介護支援センター約400カ所に依頼して、研究が着手された。

エイジズムに含まれる高齢者虐待については代表的な5つのジャンルに分けることが出来る（虐待のサインについては、「高齢者処遇研究会」の「高齢者虐待防止マニュアル」を参考に作成）。

身体的虐待——殴る、蹴る等の身体に暴力を加えること。この場合、説明のつかぬ転倒や傷が頻繁にあり、訳もなく怯え恐がる。腿や上腕部の内側、背中にあざやみみずばれ等がある。

心理的虐待——「あなたは、この世にもう必要の無い人間だ」というサインを言語・非言語的コミュニケーションによって送り続けること。この場合、指しゃぶり、貧乏ゆすり等がみられ、不自然な体重変化がある。

放任虐待——部屋が非衛生で異臭がする。ぬれたままの下着を長時間身につけたままで、皮膚がただれていること等がある。

我が国に比較的多い。

性的虐待——老母を対象に未婚の息子が性的関係を強要すること等がある。歩行、座位困難、人目を避け生殖器の痛みやかゆみを訴える。

経済的虐待——困っているはずがないのに、お金がないと訴える。資産状況と日々生活状況との差が著しい。しばしば年金や預金等が横取りされている場合に、このようになる。

老人虐待は、わが国では、未だそれほど大きな問題とはなっていないが、アメリカにおいては全国の高齢者の約50%の者が被害にあっている。従って、アメリカ<sup>(9)</sup>のすべての州において老人虐待ケースを発見するための通報制度が設定され、また、その中のいくつかの州では通報義務制度もとられている。翻って、わが国を眺めたとき、今後そのような状況になる可能性は充分すぎるほどである。我々専門家や関係者が早急に対策を考えていかねばならない。

尚、新しいハラスメントの概念として「道徳的虐待」(moral-harassment) というものが登場している。これは極めて主観的とも言えるが、言葉や態度による暴力のいやがらせである。肥大化した自我を持った強度の自己愛を持つ加害者が、自覚し得ない劣等感を持つ被害者を、先ずは自分なしでは生きられぬように支配関係を構築し、そうしてから、被害者をモノのように取り扱い傷つけることによって、自己満足しようとするものである。これは、従来の家族—夫婦・親子—を超えて職場の人間関係にまで共依存の理論を拡大したことを示す。その背景には、現代社会に「傷つけ合う」人間関係が如何に多いかという由々しき状況があるからに他ならない。

#### 4. まとめ－高齢者の人権を超えて

高齢者のための国連原則<sup>®</sup>では、「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」の5つの柱が挙げられている。これらが守られる為には、先ず高齢期というものを正しく理解することが必要であろう。

これについては、高齢期を前期、中期、末期と大きく3段階に分けて考えてみたい。先ず高齢前期において我々は就業の危機に見舞われる。とりわけ「仕事ののち」で生きてきたわが国の現代の前期高齢者層は、社会的健康を害し易い。次に中期高齢者になるが、この時期には、各種臓器の磨耗が進み健康の危機が生じ易く肉体的健康を失う。そして、末期高齢者は、死の危機におびやかされる。つまり精神的健康が害され易くなる。「70歳代には死に向かって歩いて行く感じだが、90歳代になると死が向こうから近づいてくる」とは、長老からよく聞かされる場所である。事例1でのB雄の受けたような差別的出来事に遭遇すると、社会的健康は紛砕されてしまう。さらに社会的健康が浸食されるとそれが心を直撃して精神的健康を狂わせ破壊される。それは更に、最終的には身体そのものに害を与え肉体的健康をも蝕んでいく。つまり、若、壮年者に比して老年期を生きる高齢者は社会的健康の影響を強く受けるのである。

そして、死の危機であるが、「ポッキリ死願望」<sup>®</sup>は、老年心理のかっこうの教材である。何故ならばここに老年期の心理が良く現れているからである。「ポッキリ死」それは高齢者にとって条件であって目標ではない。ポッキリ死ぬことが出来れば、下の世話にならなくて済むからだ。つまり、人間としての尊厳を保ったまま、あの世に行けるのだ。老年期の正常心理に、悲観や罪責感、孤独と共に不安が挙げられるが、その老年期における不安の第一位は高齢男性と高齢女性では大きく異なっている。妻に世話をやいてもらうことに慣れている前者は「のけものにされたくない」だが、夫も嫁もあてに出来ない後者は「人に迷惑を掛けたくない」なのである。

従って、ことに80歳の高齢者の約8割を占める女性が、ポックリ寺参りを好むのである。

また、終末介護期に、どのように栄耀栄華を極めた人であっても、まるで「物」あるいは「生物」として扱われるとしたらどうであろうか。人生はご破産となり、人生に失望して世を去ることとなる。ケアを担当する者も、そこに真の心の交流がない援助をするだけならば「修理工」でしかありえない。つまり、終末介護は人権保障の総仕上げを荷なう重要な役割なのである。

さて、21世紀は高齢者の世紀である。高齢者の尊厳が守られ、社会的、肉体的、精神的差別拘束から開放され、その貢献によって正しく評価されるためのシステムの構築を望みたい。

何故ならば、老いとは、自然科学的には諸器官の萎縮、諸機能の退化であり、社会科学的には経済関係、人間関係の縮小及び消滅を意味し、精神的には記憶力や学習意欲の喪失等であるからであり、そこから人間の尊厳が傷つけられるからである。

そして最後に、政府の国内行動計画にも述べられているように、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援し、高齢者がそれぞれの経験と能力を生かし、超高齢社会を支える重要な一員として各種の社会的活動に積極的に参加出来るような条件整備が必要である。その際、高齢者とは死に行く人ではなくて、死ぬそのとき迄成長し続ける存在であり、高齢期こそその人の人生の本番である（人間として完熟期を生きているのだ）ということを社会福祉に携わる者のみならず、すべての人々が深く認識することが最重要課題であろう。高齢者を価値ある人とみて、その尊厳を認めてくれる人がそこにいなければ、人生は彼らにとって侘びしいままであり、高齢者の権利を声だかに唱えてもむなしだけである。「超高齢社会」という人類未踏の壮大な社会へ先陣を切っていく我が国こそ、その視点を忘れてはならない。

注

- (1) 例えば、高齢の民生委員が、母子家庭について無自覚に差別発言をして、また、高齢男性であるI県社会福祉協議会会長等々が同様な発言からその地位を更迭されている例が多発している。
- (2) この事例については、鳥野猛「社会福祉における高齢者の人権」専門学校紀要第3号1998年発行の第2節老人ホームに入所している高齢者の選挙権を引用させて戴いた。但し、筆者は、成年後見制度を中心に述べているが、法学的な接近に興味ある読者は、上記鳥野猛論文の考察を参考にされたい。
- (3) 老人施設における権力争いについては、伊東真理子著第11部老人心理6. 嫉妬心7. 名誉欲『老人ホームことば辞典』中央法規出版を参考にされたい。
- (4) 痴呆の程度については伊東真理子著第5章「高齢者の居住政策」『高齢者社会政策』ミネルヴァ書房1992年p. 191伊東真理子第8章『たのしく学ぶ高齢者福祉』を参考にされたい。
- (5) これは、心神喪失状態にあるために、一定の者の請求により、行為能力に制限を受ける者をいう。直訳すれば、自己の財産を治めることを禁じるの意であり、この名称そのものにも高齢者の拒否反応が強かった。
- (6) この制度は、判断応力が衰えた高齢者や知的障害者を法的に保護し、その意見や決断を出来る限り生かすことを目的とした制度（禁治産制度）を抜本的に見直し、能力低下に応じて柔軟に対応する為、軽痴呆の人への補助制度、つまり痴呆になる前に自分で後見人を決めておく「任意後見人制度」を創設するものである。平成11年に衆議院で可決している。
- (7) パットムーア著、木村治美訳『変装——わたしは3年間老人だった』朝日出版社1988年。は若い米国女性研究者（当時26歳）が、3年間ハリウッドの特殊メイクをして、老人差別を身をもって体験し、告発した書である。倫理的問題はさておき、これだけ体を張って、高齢者の権利について追求したアメリカ女性はいない。これによれば、高齢者といえども、上流階級、中流階級、下層階級では、扱いが異なり、最下層階級の扮装をした彼女は、ひどい暴力行為を受け、死に直面するような恐怖さえ体験する。高齢時に受ける扱いに、経済的なレベルが及ぼす影響について興味ある方は参考にされたい。
- (8) 高齢者のための国連原則（資料1）  
[自立] 高齢者は
  - ・収入や家族、共同体の支援および自助努力を通じて、十分な食料、水、住居、衣服、医療へのアクセスを得るべきである。
  - ・仕事あるいは他の収入手段を得る機会を有するべきである。

- ・退職時期の決定への参加が可能であるべきである。
- ・適切な教育や職業訓練に参加する機会が与えられるべきである。
- ・安全な環境に住むことができるべきである。
- ・可能な限り良く自宅に住むことができるべきである。

[参加] 高齢者は

- ・社会の一員として、自己に直接影響を及ぼすような政策の決定に積極的に参加し、若年世代と自己の経験と知識を分かち合うべきである。
- ・自己の趣味と能力に合致したボランティアとして共同体へ奉仕する機会を求めべきである。
- ・高齢者の集会や運動を組織することができるべきである。

[ケア] 高齢者は

- ・家族および共同体のケアを享受できるべきである。
- ・発病を防止あるいは延期し、肉体・精神の最適な状態でいられるための医療を受ける機会が与えられるべきである。
- ・自主性、保護及びケアを発展させるための社会的及び法律的サービスへのアクセスを得るべきである。
- ・思いやりがあり、かつ安全な環境で、保護、リハビリテーション、社会的及び精神的刺激を得られる施設を利用することができるべきである。
- ・いかなる場所に住み、あるいはいかなる状態であろうとも、自己の尊厳、信念、要求、プライバシー及び自己のケアと生活の質を決定する権利に対する尊重を含む基本的人権や自由を享受することができるべきである。

[自己実現] 高齢者は

- ・自己の可能性を発展させる機会を追求できるべきである。
- ・社会の教育的、文化的、精神的、娯楽的資源を利用することができるべきである。

[尊厳] 高齢者は

- ・尊厳及び保障を持って、肉体的精神的虐待から解放された生活を送ることができるべきである。
- ・年齢、性別、人種、民族的背景、障害等に関わらず公平に扱われ、自己の経済的貢献によって独自に評価されるべきである。

(外務省人権難民課資料より)

- (9) 「ボックリ死」については、井上勝也編『老人の心理援助』メヂカルフレンド社1997年に、その調査研究の成果が示されている。



## 高齢者の人権を巡る一考察

### 参考文献

- (1) 読売新聞 1999年9月18日版超・高齢時代「米の経済的虐待」
- (2) 読売新聞 1999年11月1日版「弁護士が“いじめ”」
- (3) 日本経済新聞 1999年11月19日版「成年後見制度」を可決より。
- (4) 鳥野猛「社会福祉における高齢者の人権」専門学校紀要第3号 1998年
- (5) 京極高宣『介護保険の戦略』1997年

(本学助教授・老人福祉論)